

日 時	平成 2 1 年 7 月 3 1 日 ( 金 ) 13 : 30 ~ 15 : 30
会 場	北館 4 階 教育委員会室
出 席 者	委 員 長 上田 晴男 委 員 宮崎委員, 山本委員, 田中委員, 片山委員, 内山委員, 中野委員, 安宅委員, 磯森委員 事 務 局 芦屋市基幹型地域包括支援センター 吉田 三幸, 針山 大輔 芦屋市高年福祉課 安達 昌宏・山田 弥生 木野 隆・細井 洋海・明石 典子
欠 席 者	委 員 森川委員, 藤本委員
会議の公表	公 開 非公開 部分公開  < 非公開・部分公開とした場合の理由 >
傍聴者数	0 人

## 1 議題

- (1)平成21年度の高齢者権利擁護委員会について  
平成20年度の権利擁護事例の報告及び平成21年度の実施状況について  
平成21年度の進め方について
- (2)平成21年度老人保健健康増進事業について
- (3)その他

## 2 資料

- 資料1-1 虐待及び虐待の可能性ありを含めた相談一覧(平成20年度)
- 資料1-2 虐待及び虐待の可能性ありを含めた相談一覧(平成21年7月現在)
- 資料2-1 権利擁護総合相談受付一覧(平成20年度)
- 資料2-2 権利擁護総合相談受付一覧(平成21年度)
- 当日資料1-1 養護者による虐待件数等の状況
- 当日資料1-2 権利擁護総合相談実施状況
- 当日資料2 平成21年度芦屋市高齢者権利擁護委員会の進め方(案)
- 当日資料3 平成21年度老人保健事業推進費等補助金の交付申請について

## 3 資料審査(議)内容

- (1) 平成21年度の高齢者権利擁護委員会について

平成 20 年度の高齢者権利擁護事例の報告及び平成 21 年度の実施状況について  
(事務局 山田) 当日資料 1 - 1 について説明。

(事務局 針山) 芦屋市における高齢者虐待対応を含む権利擁護支援に見られる特徴と課題のまとめについて説明。

(片山委員) 一旦分離をするなり、解決の道筋をつけたところがなかなかモニタリングをできず、そのままになって、再度問題となって現れてくるというケースの比率はどれくらいですか。

(事務局 針山) 比率までは確認できていません。

(片山委員) 具体的に、大きな問題になって現れてくる事実として、延べでデータとして人数が上がっていますよね。例えば、Aさんという方が最初に出てきて、20年度最初に出てきて、21年度末にまたその方が出てくるのが読み取れないのですが、最初に出てきたケースがまた再び相談としてあがってくるというのはどれくらいになるのですか。どこもかしこも解決していないという判断は良くわかります。しかし、モニタリングなり、関わり方なり、積極的でないために、問題が再燃するというか、その件数は多いと感じていらっしゃるのか、あるというレベルなのかどちらでしょうか。

(事務局 吉田) 件数的に今回、数字として出さなかったのですが、事務局のほうでは、ある程度、18年度に通報が上がったケースが、20年度に分離をしたり、分離までは行かないけれど、関係機関とカンファレンスをして介入を進めていったケースがあります。今までに重いなと思ったケースは少なくとも5件~7, 8件ありました。どうして再発したのか考えた場合、一旦は落ち着いているという報告があって、「何かがあったら連絡ください」ということでそのままになっているケースです。その間に、センターは新たなケースがどんどん増えていって、そちらに意識が向いているが、過去のケースでいったん落ち着いたケースにまで目をやるという時間的にも余裕がなかったことが今回反省点として挙げたところです。

これをセンターがずっとモニタリングをするということだけにおいて、着目して予防ができるのか考えた場合に、ケアマネジャーや当初関わった関係機関や現在提供されているサービス事業所が、対象者がその後どうなっているかという情報共有が自然とできるような仕組みを作っていれば、ケアマネジャーが抱え込んだり、ひどい状態になってあがってくるということが少なくとも予防できるのではないかとということで、今回課題に挙げています。

(山本委員) 特徴と課題のまとめをだしていただいているのですが、解決にむけてロードマップを引いているのでしょうか。

(事務局 針山) 今はありません。それを委員会で、皆さんにご助言いただいたりする中で行っていかなければならない問題であるという認識はしております。

(山本委員) その辺がポイントかなと思います。具体的に系統をロードマップで引いてみて、課題が挙がっていますので、課題解決のためにいつ、誰が、どこで、何を、どうするのか、というところを基幹型だけじゃなく、窓口それぞれの機関が共有するというのが、ポイントなのかなと思いました。

(田中委員) 確認ですが、3番目の課題の中で、コア会議や支援者会議の開催の目的

と構成員について、今一度共通認識づくりが必要と書いてありますが、コア会議というのは実際、分離したケースはこの3年間ずっと行われてきているものなのですね。

(事務局 山田) 平成20年度で、2件コア会議を開催しました。18, 19年度は開催されていません。いずれも緊急分離が必要かどうかというところを含めての会議でした。

(田中委員) 2件開かれて、その中での課題がでてきてという意味合いのものですか。

(事務局 吉田) コア会議というのは、高年福祉課、保健福祉部長、地域福祉課長と基幹型が現場の代表ということで入り、そこで分離が本当に適切であるかどうかとかを検討したケースがありました。その時に現場職員がコア会議に入らずに、基幹型がコア会議の中で説明しているのです。やはり現場ですっと関わっていた人がいないということで、一般的に全国で言われてる「コア会議」というのと、芦屋市で位置づけられている「コア会議」が、多少目的が違います。基幹型としては、現場との間で本当に適切な対応であるのかという判断をする場が支援者会議、カンファレンスで担当者が責任を持って、参加する中で意見を言い、それをきっちりとコア会議に伝えられるという流れが本当にあったらというのが、やってみて気がついてきたことです。緊急性がある場合はカンファレンスする時間もないのですが、そういうときにはやはり現場の人がより多くの情報をもって、コア会議に情報を出すというようなシステムを今一度考えた方がいいのではと、振り返って感じたことです。

(宮崎委員) 動向の管理は全部基幹型包括支援センターが行っておられるのですか。高年福祉課に、一覧で見える形があるのですか。

(事務局 針山) 虐待通報については、高年福祉課で高齢者生活支援センターを通じて、一旦受理していただいて、それは基幹型とは共有しています。

(宮崎委員) 情報の持ち方として、例えば何人くらいの方がそれを絶えず見ているのですか。委員会があるたびにピックアップしているのか、再燃というのは良く分かるのですが、情報を気にかけている方が何人くらいいるのかが気になったのと、それから、解決の方法論のやり方の種類分けをすれば良いと思います。今の症例はどの症例と似ているのかという組み合わせの蓄積が、多分権利擁護センターができればしやすくなるのでしょうか、症例のオリジナリティーなところと、似通っているところを作っていくことです。

(事務局 安達) 事例集とか、慣例集みたいな形になると思いますが、今日の後の議題で取り組みをお示しします。

(中野委員) ケアマネジャーさんが、事例の重さに燃え尽き症候群になって、病気になられたり、辞められたりするという傾向が全国的にあるとお聞きしました。私たちの立場で見ると、ケアマネジャーへのケアシステムはどうなっていますか。

(委員長) ケアマネジャーだけではなく、福祉職の全体で、最近ではメンタルヘルスケアあるとかストレスマネジメントについて、多くは事業者単位で対応するという所が多いと思います。事業所や法人全体の組織体制とか業務管理に関係するところがとても多いものですから、その人の個別的なケアだけ

では済まない。その部分について専門的なコンサルティングを行うところを活用しているところもある。全体的に日常で個別に自分のストレスについてのチェックをするサイトもあったりします。

平成 21 年度の進め方

(事務局 安達) 当日資料 2 を説明。

平成 21 年度の進め方，スケジュールについて承認

(2)平成21年度老人健康増進事業について

(事務局 山田) 当日資料 3 に基づき説明。

(委員長) 最初の事業内容の一元的専門分野の配置の位置づけはどうなりますか。

(事務局 山田) 臨時的任用職員です。

(委員長) その配属場所は高年福祉課のほうになるのですか。

(事務局 安達) 高年福祉課の人件費として計上する形です。一人は半年間，一人は3カ月で，こちらが想定していますのは，専門相談員，福祉職雇用と事務的な手続きは，事務職でもいいのかなと思いますが，大きな問題はそれなりの人がきていただけるのかというのが一番大きなことです。基本的には高年福祉課が採用しますけども，できるだけ外にいていただいたり，各センターのほうでいろいろと経験していただけたらいいかなというところです。

(山本委員) 冒頭にでていた，マップですが，どこの部分ですか。いろいろと課題が挙がってきたと思いますが，課題を解決するための道筋を検討する必要があるのではないかとというのが一点と，たくさん事業を展開されていますけれども，その工程の管理をするのに，いつまでにこれについてここまでするというところまで挙げておくというのは必要であると思います。それを練るための場所をどこで，だれがするか，ということが知りたいのですが。

(事務局 安達) 本来は6月から3月の期間で事業実施する形で進めていたのですが，財政当局も9月の補正が決まるまでは事業はできないという話でした。

半年間でどういう形で進めようかということになります。東京都の世田谷とか，視察の予定をしていたのですが，10月以降になります。それまでに事例検討会とか，具体的にこの事業をいつまでに，どういう形で進めていけるかということ，検討したいということです。同じプロジェクトですが11月20日には進捗状況を確認，同じプロジェクトの中での自己評価になりますが，あくまでも芦屋市が申請して，市でやっていくのをプロジェクトで支援いただく形ですので，そこで評価していただければと思っております。

(山本委員) 全てがもちろんつながっていて，現場にいるケアマネジャーさんにつながっていることなのですが，全体の構図が見えにくくなればなるほど，現場のケアマネジャーの当事者意識がないですね。全体の構図の中でこれがどういう意味があるのか，わかってもらえるような人間がいるのではないかと思うのです。

- (事務局 針山) 今、出ている課題に対してこういうことをやるのはこういう効果があるということを知りやすく伝えていくということですか。
- (山本委員) 私がロードマップと言っているのは、大きな目標に向かって、課題があって、こういう動きをしているというのが、知りやすくなればいいのではないかと思います。
- (委員長) 今日まとめていただいた課題について、委員の皆さんからご意見を出していただいたポイントと、事業との関係で、これはこういう形で具体的な取り組みをする。例えば内容的なところでマニュアルを作成することで、この部分でかなり具体的に反映していかなければならないところでもあるし、データベースのところでもどういう作り方をするかは、課題との関係で実用性というか、このデータベースを見て、こういうところを参考にできる形で、使ってもらうためには、課題との関係で活用との相関がわかるというところだと思います。それが工程表と合わせて、一つのものにするということです。
- (山本委員) それが今ここまで達成できたと、現場のケアマネジャーさんに発信していただくと現場のケアマネジャーさんも分かっていただけだと思います。
- (委員長) 権利擁護委員会の中間の会議で、報告ができるといいと思います。
- (事務局 安達) 研修事業も入れておりますので、この事業の進捗状況とかとさせていただきます。
- (委員長) あとはスーパーバイズの関係の事業のなかでも一定部分課題の解決に向かう内容になっているかだと思います。
- (委員長) マニュアルに、生活そのものの安定化を図るためには、インフォーマルなサービスや支援ツールの位置づけをどこかに設定しておくといいのかもしれないですね。見守りっていうことの内容を、具体的な形で位置づけたほうがいいのではないのでしょうか。ただ「見守り」と言っても、色々な形の見守りの内容、方法があるので、いつ、誰が、どういう形で見守るのかを一度類型化していると、民生委員さんとか隣近所の方とか、あるいは当事者団体の方とか、直接的な支援関係の支援者以外のことも含めて、プロセスの中でできるといいですね。もう少し重層的な支援体制を作る。マニュアル自体も重層化があるといいのかなと思います。
- (山本委員) 全部が解決・達成とかは難しいと思う。どこまで行ったらよいか、評価の軸をあらかじめ設けておいたほうが、年度末に検討しやすいと思います。計画に対する目標設定ですね。目標達成の基準を考えておいたほうがいいと思います。
- (委員長) 一回目ということで、基本的には今年度の全体的な事業内容についてご提案ありました。プロジェクトチーム・権利擁護委員会含めて一応のスケジュールがありますが、設定された機会だけでできるかどうか、これ以外にオーダーもあるかだと思いますので、必要に応じて加えていかなければならないと思います。次回、中間の権利擁護委員会で今日いただいたご意見を含めて、報告していただくようにということで、最後2月に一定の評価をするという形で進めていければと思います。よろしくお願いいたします。今年度第一回の権利擁護委員会をこれで終わりたいと思います。

( 3 ) その他

( 事務局 安達 ) 次回の本委員会は 1 1 月 2 7 日 , 最終が 2 月 1 9 日 , その間 , プロジェクトチームをスケジュールにそって開催します。

閉会